

鞍手町過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

改訂	令和	4年	4月（議決なし）
	令和	4年	9月（議決あり）
	令和	5年	5月（議決なし）
	令和	5年	9月（議決あり）
	令和	6年	3月（議決なし）
	令和	7年	3月（議決なし）

令和3年9月

福岡県鞍手町

目 次

1	基本的な事項	
(1)	鞍手町の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
(3)	行財政の状況	6
(4)	地域の持続的発展の基本方針	8
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	8
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	8
(7)	計画期間	8
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	9
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	9
(2)	その対策	9
(3)	計画	10
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	10
(2)	その対策	11
(3)	計画	12
(4)	産業振興促進事項	12
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	13
(2)	その対策	13
(3)	計画	14
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	14
(2)	その対策	14
(3)	計画	16
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	17
(2)	その対策	18
(3)	計画	19
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	19

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	20
(2)	その対策	20
(3)	計画	21
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	21
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	22
(2)	その対策	22
(3)	計画	23
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	23
(2)	その対策	24
(3)	計画	25
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	25
10	集落の整備	
(1)	現況と問題点	25
(2)	その対策	26
(3)	計画	26
11	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	26
(2)	その対策	27
(3)	計画	27
12	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	現況と問題点	27
(2)	その対策	27
(3)	計画	28
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1)	現況と問題点	28
(2)	その対策	29
	事業計画(令和3年度～令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分	30

1 基本的な事項

(1) 鞍手町の概況

ア 鞍手町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

鞍手町は、福岡県の北部（東経 130° 40'、北緯 33° 47'）に位置し、東は直方市及び遠賀川を隔てて北九州市八幡西区に接し、北は、遠賀町と中間市、南は直方市と宮若市が六ヶ岳山系の稜線を境とし、西に西山山系を介して宮若市と宗像市に隣接しており、昭和の大合併により旧剣町、旧西川村、旧古月村の1町2村が合併し、昭和30年1月、鞍手町として発足しました。

面積は 35.60 km²で、東西に 6.5 km、南北に 9.0 kmと南北にやや細長い町で、縄文時代から弥生時代、古墳時代の遺跡や遺物も多数出土し、国指定史跡、重要文化財、県指定史跡など数多くの文化財を有しています。

地勢は、南西部に六ヶ岳（標高 339m）を中心とする丘陵地があり、その地を水源とする遠賀川水系西川が町の中央部を南北に流れており、この西川流域と北部は、平地で開けています。

古くから農耕が主な産業でしたが、明治初期からは近代化による石炭産業が栄え、本町の主要産業として地域経済を支えてきました。しかし、昭和30年代のエネルギー革命により、本町も石炭産業に依存してきた他市町村と同様、昭和38年の大手炭鉱の閉山により全ての石炭産業が幕を閉じ、多くの人が働く場を求めて町外へ流出し、さらには石炭産業の負の遺産として鉱害や失業者の激増などの大きな問題が発生しました。

石炭産業の終焉により疲弊した本町を活性化するため、企業・住宅誘致、農業振興を柱とした総合計画を策定し、積極的にまちづくりに取り組んできました。平成7年までに73社の企業が立地・操業するとともに住宅団地の開発も進み、農業施策面では担い手育成事業などに取り組んだ結果、減少の一途だった人口も昭和60年には微増するという成果を見ましたが、その後の少子高齢化、雇用情勢の変化による都市部への人口集中などの社会現象から、再び人口流出が続くこととなりました。人口動態を見ると、国勢調査ベースで平成7年からは1年間に約200人の割合で人口が減少しており、特に若年層の流出が目立っています。

このような状況の中、平成の大合併の気運の高まりから、平成15年4月に直方市と鞍手郡4町の法定協議会が発足し近隣市町との合併に取り組みましたが、合併の実現に至らず、さらに、平成16年6月に直方市と小竹町及び本町の1市2町で再び法定協議会を設置しましたが、合併には至りませんでした。

国も地方も厳しい財政状況にある中、合併による効果を得ることはできなかったものの、その後は行財政改革を断行しながら定住促進や企業誘致などの自立促進施策を進めてきた結果、近年の人口の社会減少は抑制傾向となりつつあります。

イ 町における過疎の状況

本町は、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」により過疎地域に指定され、過疎対策事業を活用した企業誘致や住宅誘致などの地域活性化施策に取り組んできました。

しかし、平成 12 年度に施行された「過疎地域自立促進特別措置法」では、人口要件を満たさず過疎地域の指定から除外されることとなり、平成 16 年度までは激変緩和措置による特定市町村として過疎対策に取り組んだものの、平成 12 年度以降、人口の減少に歯止めがかからなくなりました。

完全に過疎法の適用除外となった平成 17 年度以降は第 4 次行財政改革集中改革プランを策定し、健全な行財政運営に努めながら町の活性化に取り組んできましたが、自然的要因の少子高齢化や社会的要因の都市部への人口集中による若年層の流出などで人口減少に歯止めがかからなくなり、平成 22 年の「過疎地域自立促進特別措置法」の改正によって、改めて過疎地域に指定されました。また、平成 26 年 5 月に日本創成会議・人口減少問題検討分科会から発表された「消滅可能性都市」では県内で最も消滅の可能性が高い都市として予測されました。

このような中、地方創生に向けた過疎対策として子育て支援や定住促進、企業誘致など人口増加につながる施策を実施しており、多面的・公共的機能を今後も維持していくためには喫緊の課題を整理し、まちづくりを進めていかなければなりません。

しかし、財政面では投資的経費の抑制や財源の適正配分、経費支出の効率化を進める一方、年々、老朽化が進行している公共・公用施設の維持改修費や更新に必要な財源の確保が財政運営上の大きな課題となっています。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等を踏まえた町の社会経済的発展の方向の概要

石油へのエネルギー革命による石炭産業の終焉により、働く場を求めて人口が急減し、本町の産業構造は一変することとなりました。昭和 45 年に過疎地域に指定されて以来、県の指導・支援を受けながら鉄道駅や道路、下水道などのインフラ整備のほか、住宅施策や企業誘致などさまざまな地域活性化策に努めてきました。

鉄道分野では、旧国鉄の室木線が昭和 60 年 3 月に廃止され、住民の主要交通手段が失われることとなりましたが、昭和 62 年 7 月に J R 筑豊本線に鞍手駅を新設したことにより再び交通手段が確保されました。同線は平成 13 年に電化され、これまでより高速化した車両によって、小倉駅（北九州市）へは約 40 分、博多駅（福岡市）へは約 1 時間で到着できるようになり、大都市への通勤・通学圏となったほか、自動改札機や I C カード対応設備が設けられたことで利用客の利便性も大幅に向上しています。

道路分野では、旧国鉄の室木線跡地が県道宮田遠賀線として整備されたことにより、本町を南北に貫く幹線道路が確保されました。また、福岡県総合計画第 3 次実施計画の福北豊トライアングル構想の重点施策として位置付けられた九州縦貫自動車道におけるインターチェンジ整備事業は、平成 23 年 2 月、本町内に鞍手インターチェンジとして開業し、インターチェンジへのアクセス道路と相まって、筑豊地区の高速交通の要として機能してい

ます。加えて、平成 27 年 3 月には、遠賀川を隔てて隣接する北九州市につながる北九鞍手夢大橋が開通したことにより本町を結節点とした交通網は一層充実しました。

下水道分野では、県と遠賀川下流域 1 市 3 町で着実な整備を進めており、快適な住環境の確立に努めています。

また、上水道分野においても 18 市町で構成する連携中枢都市圏において広域での連携を視野に入れ、安定した水道水が供給できるよう協議を進めています。

このように、企業立地やベッドタウンとしての移住地の候補としても選択肢の一つに数えられる要素を備えることとなった本町は、子育て支援の充実や住宅施策、企業誘致のさらなる推進などにより若年層の定住を図ることで、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上に取り組んでいきたいと考えています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、昭和 60 年をピークに減少を続けており、特に平成 7 年以降は 5 年で 1,000 人ずつのペースで減少しています。

平成 27 年に策定した「鞍手町人口ビジョン（令和元年度改訂版）」においても人口は、平成 27 年以降も減少していくことが予想され、老年人口の割合は策定時の 34.6%から令和 7 年には 40.8%まで増加していくことが予測されています。

また、年少人口の割合については、昭和 60 年以降減少を続けており、平成 22 年には 11.1%となり、その後は 11%台を維持するものの、町全体では少子高齢化が進むと予測されています。

その中で日本創生会議が、令和 22 年までの 30 年間で 20 歳から 39 歳までの女性人口の減少率が 50%を超える 896 の市区町村を消滅可能性都市に掲げたことは日本中に大きな衝撃を与えました。本町においても女性人口の 68.1%が減少するとされ、大きな課題となりました。

人口減少は、地域の活力を低下させる大きな要因であるため、歯止めをかけなくてはなりません。

そこで、第 5 次総合計画では、「まち」「ひと」「しごと」を柱とする総合戦略と同様に、人口の現状と課題を整理したうえで、目指すべき将来の方向性を提示し、人口を維持するための短・中・長期の目標人口を設定した人口ビジョンを策定し、その実現に向けた施策に取り組むこととしました。

人口の見通しについては平成 22 年基準の推計よりも減少することが予測されていますが、令和 2 年以降減少すると予測されていた年少人口の割合については、平成 22 年の総人口に対し、11.1%であったものが平成 27 年の国勢調査においては、11.3%と 0.2%増加し、令和 27 年まで総人口に対し 11%台を維持すると推計されています。これは、定住施策のひとつである「定住促進奨励金交付事業」の効果による子育て世帯の転入が一つの要因であると考えます。

また、老年人口の割合は、令和 7 年に 40%を超え、その後も令和 27 年まで 40%台と予測とされています。総人口に対しての高齢化率は高いものの、老年人口は、減少傾向にあ

ります。

生産年齢人口については、平成 22 年までは 60%台、平成 27 年以降 50%台、令和 2 年以降は 40%台と減少傾向にあります。これは、高齢化が進み、出生率が下がっていることが大きな要因であり、さらに最も人口の割合が多い団塊の世代が 65 歳以上の高齢者層となっているのも一つの要因といわれています。

全国的に生産年齢人口は、日本の総人口の減少率よりもはるかに速いペースで減少しています。生産年齢人口が減少する一方で、労働力人口は増えています。これは、働き方改革の推進があげられ、多様な人材が働きやすい環境が整備されたことによるものです。しかし、今後も生産年齢人口は減少し、老年人口は増加をし続けると予測されています。これは、人口減少の第二段階となっており、このままでは、社会保障制度や公的年金制度も危うくなってきます。

本町の推計では、第二段階よりも第三段階に近い状態で、年少人口、生産年齢人口のみならず老年人口も減少すると予測されているため、人口減少を緩やかにする施策や少ない人口で高い生産性を実現できる施策を進めていく必要があります。

また、将来を見据え安定した財政基盤を堅持し、持続可能な行政経営を行っていくには、人口減少を踏まえたうえで、限りある財源を有効に活用して必要な施策を行っていくことができるよう、歳出の妥当性をあらゆる角度から検証し、取り組んでいかなければなりません。

本町の産業構造のうち、第一次産業は農業が主なもので、国勢調査の結果から就業人口比率を見ると、昭和 35 年は 18.5%でしたが、農家の高齢化と後継者不足などにより年々減少しており、平成 27 年には 4.4%にまで低下しました。

農作物のうち米は、農業を支えていく重要な作物であり、引き続き担い手への土地利用集積を図っていくとともに、麦・大豆の団地化や園芸振興作物の導入など、農業経営の安定化を図っていく必要があります。

第二次産業では、製造業・建設業が中心で、就業人口比率は昭和 35 年時点で 50%を大きく上回っていましたが、その後の炭鉱閉山の影響により、昭和 40 年には 40%を下回ることとなりました。そのため、町の重点施策として企業誘致に積極的に取り組んだ結果、昭和 45 年には 40%台に持ち直し、その後 20 年以上に渡って 40%台を維持していました。しかし、生産拠点の海外移転や経済情勢の変化などの要因により企業の倒産や撤退などが相次いだほか、建設業においても、石炭六法の失効による公共工事の激減などで雇用環境が悪化したことが影響した結果、平成 17 年には 30%台半ばまで低下することとなり、その後は横ばい状態となっています。第二次産業の就業人口比率は昭和 35 年の 54.2%から平成 27 年には 34.1%にまで減少しています。

第三次産業では、経済産業構造の変化や農業・製造業従事者の減少に伴う相対的な増加により、就業人口比率は昭和 35 年の 27.3%から平成 27 年には 61.5%と大きく増加しています。近年は、大型商店の出店も目立ってきているため、今後も今の水準が維持される見通しです。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 28,714	人 18,045	% △37.2	人 20,332	% 12.7	人 18,204	% △10.5	人 16,007	% △12.1	人 15,080	% △5.8
0 歳～14 歳	10,194	3,763	△63.1	4,002	6.4	2,189	△45.3	1,815	△17.1	1,654	△8.9
15 歳～64 歳	17,121	12,199	△28.7	13,050	7.0	11,621	△11.0	8,658	△25.5	7,507	△13.3
うち 15 歳～29 歳(a)	6,591	4,142	△37.2	3,426	△17.3	3,050	△11.0	1,877	△38.5	1,604	△14.5
65 歳以上(b)	1,399	2,083	48.9	3,280	57.5	4,394	34.0	5,534	25.9	5,919	7.0
(a)/総数 若年者比率	% 23.0	% 23.0	—	% 16.9	—	% 16.8	—	% 11.7	—	% 10.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 4.9	% 11.5	—	% 16.1	—	% 24.1	—	% 34.6	—	% 39.3	—

表 1-1 (2) 人口の見通し (国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所に基づく推計)

区分		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
年少 人口	実数	1,901 人	1,815 人	1,682 人	1,560 人	1,405 人	1,258 人	1,136 人	1,024 人
	年齢別割合	11.1%	11.3%	11.4%	11.5%	11.4%	11.3%	11.4%	11.5%
生産 年齢 人口	実数	10,311 人	8,658 人	7,324 人	6,476 人	5,877 人	5,300 人	4,583 人	3,971 人
	年齢別割合	60.3%	54.1%	49.4%	47.7%	47.5%	47.5%	45.9%	44.7%
老年 人口	実数	4,872 人	5,534 人	5,807 人	5,548 人	5,090 人	4,603 人	4,257 人	3,884 人
	年齢別割合	28.5%	34.6%	39.2%	40.8%	41.1%	41.2%	42.7%	43.7%
総人口		17,088 人	16,007 人	14,813 人	13,584 人	12,372 人	11,161 人	9,976 人	8,879 人

※平成 22 年調査時の男性の年齢不詳人口 4 人は 5 歳階級別に按分したため、年少人口、生産年齢人口、老年人口の総数と総人口は一致しません。

※年齢別割合は、四捨五入の関係で合計しても 100%にならない場合があります。

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 9,722	人 7,831	% △19.5	人 8,443	% 7.8	人 8,016	% △5.1	人 7,070	% △11.8	人 6,829	% △3.4
第一次産業 就業人口比率	18.5%	12.4%	—	5.2%	—	4.6%	—	4.4%	—	4.1%	—
第二次産業 就業人口比率	54.2%	41.8%	—	43.7%	—	35.7%	—	34.1%	—	34.1%	—
第三次産業 就業人口比率	27.3%	45.8%	—	51.1%	—	59.7%	—	61.5%	—	61.9%	—

※就業人口比率は、四捨五入の関係で合計しても 100%にならない場合があります。

(3) 行財政の状況

ア 行政

本町においては、令和2年度を起点とした第7次行財政改革を実施しているところです。これまでも6次にわたり行財政改革を実施し、社会情勢の変化に対応するため、その時々課題に対する改革項目を定め、これに沿って、事務事業、組織機構、定員管理、行政サービス、公共施設等の各種見直しを行い、逐次行政運営に反映することで一定の成果を上げてきました。

しかし、一方で改革の実効性や透明性を確保するための体制上の問題点や新たな課題の発生により、十分な成果を引き出すに至らなかったものもあります。

こうした背景や今後ますます多様化、高度化する住民ニーズや社会情勢の変化に対応していくため、これまでの行財政改革の取組による成果や課題、国の方針などを踏まえ、さらなる改革に取り組まなければならないと考えます。

イ 財政

本町の普通会計における財政状況は、歳出面では、平成22年度、平成27年度、令和元年度と規模は年々拡大しています。障害福祉サービスなどの扶助費の増加や過疎対策事業債を活用した過疎対策事業に取り組んでいることが主な要因です。一方、平成22年度の過疎地域指定以降に発行した過疎対策事業債の償還開始によって公債費は年々増加してきています。今後においても、年々老朽化が進行している公共施設等の維持改修費や更新費等の増加が見込まれるとともに、令和3年度から役場庁舎等の建設工事も本格化するため歳出は益々増加する傾向にあります。

歳入面においては、令和元年度までは町税、地方消費税交付金、地方交付税の増加などにより一般財源が増加しています。しかしながら、今後は、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人関係税や地方消費税等の地方税収の大幅な落ち込みが見込まれるとともに、普通交付税の算定においては5年ごとに国勢調査人口が反映されるため、基準財政需要額の減少に伴う普通交付税の減少が予想され、年々、厳しい財政状況になることが見込まれます。

このような状況の中、今後も過疎対策や地方創生に積極的に取り組みながらも、将来の財政負担を十分に考慮し、慎重な判断のもとに事業に取り組んでいかなければなりません。

表 1－2（１）町財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	6,864,119	7,632,166	7,812,212
一般財源	4,470,452	4,612,068	4,748,556
国庫支出金	612,919	765,183	734,885
県支出金	459,985	487,010	537,983
地方債	663,538	640,738	876,943
うち過疎対策事業債	198,600	241,700	478,800
その他	657,225	1,127,167	913,845
歳出総額 B	6,782,898	7,519,821	7,752,629
義務的経費	2,955,160	2,893,215	3,369,153
投資的経費	484,851	540,668	762,683
うち普通建設事業	482,248	540,668	762,188
その他	3,342,887	4,085,938	3,620,793
過疎対策事業費	924,387	471,209	968,553
歳入歳出差引額 C(A-B)	81,221	112,345	59,583
翌年度へ繰越すべき財源 D	7,598	21,236	12,682
実質収支 C-D	73,623	91,109	46,901
財政力指数	0.47	0.45	0.48
公債費負担比率	13.5	11.3	16.2
実質公債費比率	11.9	8.3	8.7
経常収支比率	85.2	95.3	98.8
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	6,059,357	8,286,516	7,420,889

表 1－2（２）主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率(%)	43.3	58.2	63.1	65.8	66.4
舗装率(%)	69.3	83.5	86.6	88.8	89.1
農道					
延長(m)				67,494	67,494
耕地1ha 当たり農道延長(m)	96.9	79.2	67.7	—	—
林道					
延長(m)				3,620	3,620
林野1ha 当たり林道延長(m)	4.0	4.4	5.0	—	—
水道普及率(%)	94.5	92.0	95.7	91.8	88.3
水洗化率(%)	—	—	9.7	44.0	56.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	12.0	11.8	12.4	12.6	14.1

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、過去から過疎対策として企業誘致や住宅誘致、農業振興などの施策のほか、子育て支援などによる人口増加策にも力を入れてきました。その結果、製造業の集積は比較的進み、雇用の確保につながっていますが、農業分野では農家の高齢化や後継者不足などの課題もあり、就農者は年々減少しています。

また、直近 20 年間の人口は減少の一途をたどっており、平成 26 年 5 月に日本創成会議・人口減少問題検討分科会から発表された「消滅可能性都市」の中で、県内における消滅の可能性が最も高いと予測されたことから、人口増加策を一層強化する必要があります。

このため、平成 23 年から始めた過疎対策事業で移住促進に比較的效果を上げている定住促進奨励金交付事業の制度を延長し、移住者の増加を一層図っていくほか、空家を活用した移住の受け皿の確保など、移住・定住施策に力を入れていきます。また、超少子高齢化と若年世代の流出という負の連鎖が人口減少を加速させていることから、結婚から出産・子育てまでの一貫した支援に取り組むことで若年世代の定住と低出生を克服するとともに、充実した交通インフラを活かしたさらなる企業誘致によって雇用を確保し、若年世代を呼び込める環境づくりを推進していきます。

その上で、日常生活のしやすさを充実させることも重要な要素となるため、道路や下水道などの生活インフラ整備、医療機能及び教育の充実などにも積極的に取り組んでいながら地域の魅力を高め、いつまでも安心して生活できる移住・定住の拠点となるようなまちづくりに取り組んでいきます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本町では、過疎地域からの脱却を踏まえ、地方創生の実現に向け次の基本目標を掲げます。

指 標	現状値(R 元年度)	目標値(R7年度)
総人口	16,007 人 (H27 年)	14,500 人
社会増減(転入者－転出者)	△17 人／年	50 人／年

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

当該計画は、総合計画、総合戦略、行財政改革や国土強靱化計画及び公共施設等総合管理計画などの計画と整合を図り策定しているものであるため、毎年度終了後、当該年度中の具体的な取組内容、目標達成に対する進捗率や単年度効果額などについて P D C A サイクルによる評価・検証を行い、住民等へは、ホームページ等を活用して速やかな公表を行い、透明性の確保を図ります。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

現有施設の保全・活用を徹底し、整備拡張型から現有施設活用型へ転換を図るとともに、従来手法による施設整備での対応だけでなく、施設機能に着目した工夫ある管理や整備手法を導入し、分散したデータや統一化されていない基準を改め、一元的な情報集約や全体的で実効性のある仕組みの構築に取り組めます。

必要な対策の検討に当たっては、他の関連する情報も考慮したうえで、その施設の必要性、対策の内容や時期等を再検討し、必要性が認められる施設については、更新等の機会をとらえて社会情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図ります。一方で、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、町の財政規模や人口規模に応じた戦略的な取組を推進します。

なお、当計画に記載する公共施設等に関するすべての事業については、この方針に基づき整備を行います。

２ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）現況と問題点

本町では若い世代をはじめ、子育て世代が魅力を感じ、住みたくするような住宅や居住環境が不足しています。そのため、新婚世帯などが新居を探す場合に、本町が選択肢に挙がらない可能性もあります。

平成 26 年度に社会動態がプラスになった際には、定住促進奨励金交付事業にその一因があったと思われましたが、平成 27 年度及び平成 28 年度には大幅なマイナスに転じ、平成 29 年度には再びプラスに転じました。その要因として、他市町村の移住定住施策等により移住者等の選択肢が多岐にわたったため、変動があったものと考えられます。

（２）その対策

定住促進奨励金交付事業については、これまでの状況から、人口減少抑制の一翼を担っていると考えられるため、今後も継続していきます。

さらに、賃貸や売却により利活用できる空家は、不動産業者と連携し、空家バンクへの登録や空家流通促進事業を活用した空家・空地の所有者と移住希望者をマッチングさせる相談会を実施するなどし、移住定住を促進させ、当町が移住希望者の選択肢に挙がるよう事業を展開し、社会動態の増加を図ります。

また、特定空家対策については、安心安全の観点から老朽危険空家等対策事業による危険空家の除去後に空家バンクへ登録し、移住・定住へと繋げていきます。

※目標値

KPI	現状値(R 元年度)	目標値(R7年度)
転入者数(累計)	530 人	900 人
空家バンクによる移住件数(累計)	1件	10 件

※転入者数については、定住促進奨励金交付事業の開始年度（H25 年度）からの制度利用者の累計

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特 別事業	定住促進奨励金交付事業	鞍手町	
		移住定住支援事業	鞍手町	
		空家流通促進事業	鞍手町	
		空家バンク活用事業	鞍手町	
		老朽空家等対策事業	鞍手町	
		地域おこし協力隊活用事業	鞍手町	
		過疎地域持続的発展基金 積立	鞍手町	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の農業は、高齢化と後継者不足という問題を抱えています。特に団塊の世代が75歳以上となる「2025年問題」は、農業業界においても深刻な問題であり、ますます担い手の確保が重要な課題となっています。

担い手には効率的で安定的な農業経営が求められるなか、農業においても先進技術の発展により、安定した収穫や人員の確保をロボットが支援する環境が整っていますが、小規模農家にとっては、財源の投入はかなりの負担となっています。

イ 工業

明治初期から本町の経済を支える原動力となっていた石炭産業は、国のエネルギー政策の転換により昭和30年代後半には衰退し、人口の流出とともに、本町の経済に大きな打撃を与えました。

その対策として本町では、農業施策と並行して積極的な企業誘致に取り組み、現在までの50数年の間に60社以上の優良企業が立地しています。また、その大部分を占める中小企業は、地域経済の発展や町民生活の質の向上、活力あるまちづくりに大きな役割を果たしてきました。

しかし、人口減少による市場の縮小や生産年齢人口の減少、情報化やグローバル化に伴う競争の激化、事業承継問題など、町の中小企業を取り巻く経営環境は、日々厳しさを増しており、抜本的な対策が求められています。

ウ 商業

小売業が中心だった本町の商業は、石炭産業の衰退に伴い、昭和 40 年代以降、年々減少を続け、町内近隣商業地域にあった中小店舗は、その多くが住宅へと転換をしています。また平成 23 年に開通した鞍手インターチェンジなど交通インフラが充実したことにより、近年、大型店舗の進出が増えています。

これらの要因に加え、事業主の高齢化や事業承継等の問題から中小店舗はますます減少を続けています。地域の消費者に、きめ細かいサービスを提供してきた中小店舗の減少は、購買力の低下に加え、人口減少や労働人口の流出、町の活力低下に直結することから、その早急な対策が必要です。

エ 観光

本町には、目玉となる観光資源や宿泊施設などがありません。また、代表的な特産品のぶどう（巨峰）は、PR 不足もあり、観光資源として十分に活用できていない状況です。今後は、各地域資源のセールスポイントをしっかりとアピールしながら、新たな観光資源の掘り起こしや観光拠点の整備などにも取り組むことが必要であると考えます。

（２）その対策

ア 農業

農家の高齢化と後継者不足という課題がある中、農業そのものを衰退させない取組が必要であるため、引き続き生産基盤の充実による生産性の向上や担い手の確保対策、計画転作などに取り組んでいきます。また、多面的機能支払交付金を活用し、農業が有する多面的機能の保全・活用に取り組めます。

イ 工業

本町では、町内 6 箇所の工業団地に住宅関連や鉄鋼などの製造業を中心に多くの企業が立地しています。また近年では、食品関連企業の進出が続くなど、九州自動車道鞍手インターチェンジやそのアクセス道路、北九州市と直結する北九鞍手夢大橋などの交通インフラの充実が大きな役割を果たしています。

今後は、その特性を活かしたさらなる企業誘致を進めるため、固定資産税の課税免除措置の継続や受け皿となる新たな工場適地を公用地、民有地を問わず確保するなど、進出企業の要望に応えられる施策を推進していきます。

ウ 商業

交通インフラの充実やくらて病院、役場庁舎の移転による中心拠点の形成により、今後、中心市街地が活性化し、町内外を問わず消費行動の拡大が推測されます。

これを好機と捉え、今後も、地域振興券の発行助成や空き店舗の活用、商品開発支援など、鞍手町中小企業活性化計画に位置付けた事業を鞍手町商工会と連携して推進し、大型店舗だけではなく、町内中小店舗へ消費が拡大するような施策を進めていきます。

エ 観光

石炭産業で栄えた町の歴史を後世に伝えるため、「観る 触れる 体感する」を展示手法とする（仮称）歴史民俗博物館別館の建設に取り組んでいきます。

また、ぶどうを始めとした農作物等の特産品をPRしながら、観光資源としても活用することで交流人口の拡大を図っていきます。さらには、「学校まるとサブカル事業」を核とした地域の魅力を一層高めるため、新たな観光資源の掘り起こしや宿泊施設の誘致などにも取り組んでいきます。

※目標値

KPI	現状値(R元年度)	目標値(R7年度)
多面的機能支払交付金事業に取り組んでいる地域活動組織数	10 組織	活動組織数の維持
観光入込客数	250,000 人	330,000 人

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	多面的機能支払交付金事業	地域活動組織	
		計画転作互助方式推進事業	鞍手町	

(4) 産業振興促進事項

過疎地域の持続的発展を実現するため、本町における工場等の新設及び増設を奨励し、産業の振興と雇用の促進を図り、もって町勢の発展と住民の福祉を増進することを目的とし、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づき課税免除の措置を講じます。

また、周辺市町村と産業振興の連携に努めていきます。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備 考
鞍手町全域	製造業、宿泊業のうち旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等、運輸業のうち道路貨物運送業及びこん包業並びに倉庫業、卸売業、定格出力1MW以上である大規模再生可能エネルギー発電所	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策のうち、イ、ウ及びエのとおり

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

未来技術の進展は、住民生活の利便性と満足度を高めるうえで有効であり、地域の魅力を一層向上させることができます。そして、どの地域にも未来技術の活用のチャンスがあります。特に、課題を多く抱える地方においてこそ、導入を進めることが重要であり、地方における未来技術の活用について強力に推進していくことが望まれています。

本町の情報発信においては、すべての情報をうまく総括し発信できていない状況にあります。町外に対しての発信も同様で、子育て支援策や移住定住支援策等さまざまな取組を行ってはいるものの、取組の魅力を最大限に発信することができておらず、新しい手法による情報発信も必要です。

また、今後さらなる町民の利便性向上のため、利用者重視の電子自治体の構築を図る必要があります。

一方、住民が家庭で利用する情報基盤は、民間通信事業者による環境整備が進んでおり、地域による格差は解消されつつあります。

また、スマートフォンの普及によりソーシャルネットワーキングサービスの利用率も高まり、行政の情報発信もアナログからデジタルへと移行する一方、情報通信機器になじめない、環境整備が整っていないなどの情報弱者がいる現状も課題となっています。

(2) その対策

町の魅力や移住定住支援策など若い世代のライフスタイルに応じた支援や、町外者に対する効果的な情報発信を目的に、新たなツールによる情報発信を行っていきます。

さらには、民間活力を活用した新たな情報発信を行い、町の知名度の向上にも取り組んでいきます。

また、ソーシャルネットワーキングサービスや民間活力を活用した新たな情報発信も視野に入れ、情報弱者を生み出さないまちづくりを進めるため、ICT社会に対応した情報システムの構築など地域情報化の推進に取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業	デジタルデータ放送活用事業	鞍手町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

本町の主要幹線道路は 51 路線約 64.4 kmあり、施工後 10 年以上経過している箇所が多く、インターチェンジ、橋梁等の整備により利便性が向上したことに伴い、大型車両の往来が増加しているため、舗装の劣化が著しく早まることが予想されます。

また、橋梁が 182 橋あり、このうち建設後 50 年以上経過するものは 17 橋で、全体の 9 %を占めています。しかし、20 年後にはこの割合が 93%まで高まり、管理費用の著しい増大が見込まれます。

道路、橋梁の維持・管理の面では、非常に厳しい財政状況のもと、老朽化した橋梁を始めとした既存ストックの長寿命化も大きな課題となっています。

イ 交通

本町では、平成 22 年度に「地域公共交通総合連携計画」を策定し、効率的で利便性の高い運行体系の構築や高齢者等の外出機会の増大を目的に、コミュニティバス（以下「すまいるバス」という。）路線の拡充や予約型乗合タクシー（以下「もやいタクシー」という。）の導入・再編を進めてきました。また、平成 27 年 4 月には、開校した鞍手中学校の生徒の通学需要に対応するために、スクールバス機能を持たせた「すまいるバス」を増便しました。しかし、高齢者等と中学生の移動ニーズの乖離が顕著になり、運行に支障が生じていたため、令和 2 年 4 月からは、「すまいるバス」よりスクールバス機能を切り離しました。

さらに、民間バス路線の廃止や減便、移動ニーズの変化に対応した交通体系の再構築、町の財政負担の抑制など、本町の公共交通を取り巻く課題は、年々増大しています。今後とも、利用ニーズや状況に即した公共交通体系の随時見直しが必要です。

(2) その対策

ア 道路

基幹道路である県道については、川を隔てて隣接する北九州市に直接連絡する北九鞍手夢大橋が平成 27 年 3 月に開通し接続する道路についても整備されたことにより、地域間交流とさらなる利便性の向上が図られました。

今後は、道路舗装の現状と課題を整理し、路線種別、管理延長及び舗装の有無等を地域ごとに取りまとめ、管理道路の全体を整理していきます。また、舗装管理の基本方針については、本町が定める公共施設等総合管理計画に準じ、予防保全の考え方で、診断に基づく適切な維持管理を行います。

また、町道については、道路網の再構築を図り、加えて、幹線道路に接続する生活道路や集落間を結ぶ道路についても、住環境の保全・バリアフリー・財政状況等を考慮しながら、計画的に整備を進めていきます。

イ 交通

令和元年度に実施したまちづくりアンケートでは、「公共交通の利用しやすさ」について「不満」、「やや不満」と回答した人が全体の6割を超えています。この数値は、高齢化の進展による公共交通利用者の増加で、ますます大きくなると予測されます。

今後本町では、令和元年6月に策定した「鞍手町地域公共交通網形成計画」に基づき、多様な移動ニーズに効率的に対応しながら、暮らしやすさを支える持続性の高い公共交通の確保・維持に努めていきます。

また、当該公共交通施策と現在本町が策定を進めている「鞍手町立地適正化計画」との連携を推進していきます。これにより、行政・医療・福祉・商業等の都市機能が集積した魅力ある中心拠点に、中心市街地に居住する住民だけでなく、町内どの地域からもストレスなく移動できる公共交通体系の構築を目指していきます。

※目標値

KPI	現状値(R元年度)	目標値(R7年度)
道路整備進捗率 (事業計画に掲げる事業)	—	100%
公共交通の利用促進	19回／人 (H30年度)	19回／人 (R6年度)
公共交通の利用者満足度	26.0%	50.0%

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道路	裏田・西牟田線 道路新設工事 (庁舎建設附帯事業) L=196.0m W=10.0m	鞍手町	
		ユスノ木原線 道路舗装工事 L=306.0m W=7.5m	鞍手町	
		上新延橋・泉水線 道路舗装工事 L=140.0m W=7.7m	鞍手町	
		本町・今村線 道路舗装工事 L=540.0m W=8.5m	鞍手町	
		中山線 道路舗装工事 L=140.0m W=7.5m	鞍手町	
		くらて病院移転地周辺 道路改良事業 L=177.0m W=8.5m→12.75m	鞍手町	
		山々崎・猪倉線 道路改良工事 L=170.0m W=5.0m→5.5m	鞍手町	R4.4 改訂
		役場・猪倉線 道路改良工事 L=250.0m W=6.2m→8.75m	鞍手町	
		大池交差点改良工事	鞍手町	
		本町・今村線 道路改良工事 L=540.0m W=8.5m→12.75m	鞍手町	R4.4 改訂 R7.3 改訂
		橋梁長寿命化事業	鞍手町	
		西川改修工事附帯事業 橋梁工事負担金	福岡県	
	(6)自動車等 自動車	公共交通車両購入事業	鞍手町	R6.3 改訂
	(9)過疎地域持続的発展特別事業	公共交通運行事業	鞍手町	R6.3 改訂
		西鉄バス運行赤字補てん事業	鞍手町	

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道

本町の水道水は、遠賀川水系山田川から流入する浮洲池を唯一の水源としており、現在は安定した供給が図られています。しかし、上水道施設は、人口減少による料金収入の減少や水道施設の老朽化による更新費用の増加、水道事業に携わる技術職員の不足等さまざまな課題に直面しています。加えて災害時に備えることも求められており、「安全」「強靱」「持続」の3つの観点から50年後、100年後を見据えた水道の基盤強化を実現していかななくてはなりません。また、昭和50年代に拡張工事を行った際の管路の布設延長が長く、老朽化率の上昇が懸念されます。

課題解決のためには、水道料金の改定も必要となり、水道利用者の負担増となってしまうことが懸念されますが、引き続き安全・安心な水道水を安定供給するため、事業の効率的な運営や浄化費用を抑制できるような新たな水源の確保なども課題となっています。

イ 汚水処理

本町の下水道は、流域関連公共下水道事業として整備を進め、平成15年に一部地域で供用を開始して以来、着実に普及してきており、浄化槽等も含めた令和元年度末の汚水処理人口比率は67.6%となっています。

一方で、家庭用のトイレを水洗化するには多額の工事費が必要であるため、普及率や水洗化率に影響しています。

今後も計画的に事業を進めていくこととしていますが、今後整備を進めていく地域は地形的条件や住宅の集積度合などの面で費用対効果が低くなることも予想されることから、小型合併浄化槽の設置補助も活用しながら、快適な生活環境の整備に努める必要があります。

ウ 環境衛生

一般廃棄物は、ごみの多様化が進んでいることから、減量化とリサイクルを着実に進めていく必要があります。本町においては、ごみの排出量は、人口減少のほかりサイクル意識の高まりなどにより、ここ数年減少していることがうかがえますが、廃棄物の処理が自然環境に負荷をかけていることは言うまでもありません。

し尿処理は、昭和55年3月に竣工した衛生センターで行っていますが、施設の老朽化が進んでおり、近年、著しく維持管理費が増大しています。

エ 消防施設

本町の常備消防は、直方市・宮若市・鞍手郡で構成する直方・鞍手広域市町村圏事務組合の消防本部が火災や災害、救命救急などの緊急出動に備えています。消火活動等に必要な消防自動車や消防機材などの装備は計画的に充実を図っており、平成28年度までに整備を求められていた消防無線のデジタル化も完了しています。しかし、他にも老朽化した機

器が多数あるため、今後も必要に応じて装備等の充実を図っていく必要があります。

非常備消防である消防団は、常備消防と連携し、緊急時の消火活動や防災活動に従事しています。住民の生命と財産を守るという重要な役割を果たすには、現状の消防水利等では不十分であるため、今後も防火水槽や消火栓、消防ポンプ車等、消防設備の整備を計画的に進めていく必要があります。

オ 公営住宅

これまで町営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の長寿命化を図ってきましたが、老朽化した住宅が多く存在するため入居者の安全性の確保が大きな課題となっています。しかし、財政状況が逼迫している現状では、耐用年数が過ぎた木造平屋建て住宅などの維持管理や、新たな建設や建て替えは、多額の費用を要するため極めて困難な状況です。

(2) その対策

ア 上水道

水道施設の現状を把握し、アセットマネジメントによる更新計画と財政計画により、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給できるように努めます。また、コスト削減や水道技術者の確保等の視点からも広域での水道事業の統合や新たな水源の確保などを見据えた検討を進めていきます。

イ 汚水処理

公共下水道の計画的かつ効率的な整備により普及率の向上に努めるとともに、小型合併浄化槽の設置補助により浄化槽の設置を推進しながら、公共水域の水質浄化や快適な生活環境の整備を図っていきます。

ウ 環境衛生

一般廃棄物の減量と処理費用抑制のため、リサイクル活動団体に対する奨励金事業を引き続き実施しながら資源回収活動を推奨し、生ごみ処理容器購入費補助金によりごみの減量化を進めます。また、現在、宮若市外二町じん芥処理施設組合を組織して広域で連携して効率的にごみ処理を進めており、ダイオキシン類対策として、ごみの固形化燃料（RDF）施設を稼働させており、引き続き自然環境の保全に努めます。

また、し尿処理においては、下水道や浄化槽が完全に普及するまでは処理施設である衛生センターが不可欠であることから、老朽化を遅らせるような工夫を凝らしながら効率的な維持管理に努めつつ、広域での汚水処理も視野に入れ検討していきます。

エ 消防施設

消防・防災の分野では、住民の生命と財産を守るため、常に万全の態勢を整えておく必要があるため緊急時に迅速な対応ができるよう、老朽化した車両や装備等を引き続き計画的に更新していくこととします。

また、消防水利を充実させるため、整備が進んでいない地域を中心に住民の協力を得ながら建設用地を確保し、耐震性の高い防火水槽を設置していきます。

オ 公営住宅

今後も町営住宅等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの削減につなげていきます。また、町営住宅等においては点検の強化及び、点検に基づく適正管理・早期の修繕により更新コストの削減を目指していきます。

※目標値

KPI	現状値(R 元年度)	目標値(R7年度)
汚水処理人口普及率	67.6%	75.0%
一般廃棄物排出量削減	4,563t	10%削減

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業	鞍手町	
		遠賀川下流域下水道事業(負担金)	福岡県	R7.3 改訂
		小型浄化槽設置整備事業	鞍手町	
	(3) 廃棄物処理施設 し尿処理施設	衛生センター改修事業	鞍手町	
	(4) 火葬場	葬斎場改修事業	鞍手町	
	(5) 消防施設	防火水槽整備事業	鞍手町	
		消防ポンプ自動車購入事業	鞍手町	
		消防施設等整備事業	一部事務組合	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	リサイクル活動団体奨励金交付事業	鞍手町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

鞍手町公共施設等総合管理計画において、消防施設については、「災害時対応の重要な施設であるため、計画的な予防保全型管理による長寿命化を図ることを原則とし、建設年が古い建物については、機能維持のための事後保全管理を行いながら、更新等を検討します」、葬斎場については「予防保全型による長寿命化を図ります」、し尿処理施設に

については「施設のあり方を検討しつつ、策定した個別施設計画に沿って機能維持のための事後保全管理を行います」と記載しており、当計画との整合性は図られています。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境

本町では、子育て支援策や移住定住支援策に継続的に取り組んでいますが、出産、子育てに向けた世代が新居を探し、定住を考える際に大きな条件となるのが、小児科や産婦人科が町内にあることなどが考えられます。しかし、本町には小児科医院、産婦人科医院がなく、近隣にも少ないため、定住先としての優先度が低くなっている可能性があります。

また、本町の保育施設については、公立保育所1所、認定こども園2園、企業主導型保育事業1箇所、届出保育施設1箇所があります。

これまでに施設整備や私立保育所における定員増加設定、補助金の創設や保育施設相互の連携構築等、保育ニーズに十分に應えるための施策を行ってきたため、毎年度後半に若干の待機児童が発生するもののその状況は改善されつつあります。

中でも公立保育所については、保育士不足により定員の半数ほどの受入れに止まっていたことなどから、平成30年度まで3所あった保育所を令和2年度に1所に統合し保育士を集約することで待機児童の多くを占める2歳児までの児童をより多く受入れることができるようになりました。この統合に伴い送迎バスの運行を開始しており、維持管理に多額の費用を要するものの、子育て支援の一環として送迎バスの運行は継続していかなければなりません。

イ 高齢者・障がい者福祉

本町の全人口に占める65歳以上の割合（高齢者比率）は年々高まっています。国勢調査の結果からは平成22年には28.5%であったものが平成27年度には34.6%となっており、寝たきりや認知症などにより介護を必要とする高齢者も増加しています。

今後は、一人暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯が一層増加し、見守り需要の急激な高まりが予測されるため、介護や支援が必要な状況であっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、将来の介護ニーズや社会資源の状況に即した地域生活支援体制の整備を重点的に進めるなど課題が山積しています。

(2) その対策

ア 子育て環境

過疎対策のみならず、地方創生の観点からも子育て支援は重要な要素であるため、安心して子どもを産み育てられる環境を整備しつつ、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して定住施策と一体的に魅力あるまちづくり、子育て支援が充実したまちというアピール戦略を行い、切れ目のない子育て支援に取り組んでいきます。

また、課題の一つである小児科医院については、令和3年度よりくらて病院の小児科に

常勤の医師が配置されているため、状況の改善がみられます。

イ 高齢者・障がい者福祉

高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな保健事業と介護予防の取組を効果的かつ効率的に、また一体的に実施する必要がある、その体制を整備すると共に、いつまでも元気でいきいきと住み慣れた地域で暮らし、健康寿命を延伸させる取組を推進していきます。

また、障がいのある人やその家族に対する支援の充実を図り、誰もが住み慣れた地域で共に支え合い、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを進めていきます。

※目標値

KPI	現状(R元年度)	目標値(R7年度)
子育て支援策の満足度	69.6%	90.0%
くらすて病院診療科目の充実(小児科の充実)	非常勤設置 (週3日)	常勤設置 (週5日)

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	町立保育所送迎バス購入 事業	鞍手町	
	(4) 介護老人保健施設	新館棟施設改修事業 (介護老人保健施設)	地方独立 行政法人 くらすて病院	
		介護機器等整備事業	地方独立 行政法人 くらすて病院	
	(7) 市町村保健センター及 び母子健康包括支援セ ンター	保健機能等整備事業 (庁舎建設附帯事業)	鞍手町	
	(8) 過疎地域持続的発展特 別事業	子ども医療費支給事業	鞍手町	
		福祉タクシー料金助成事業	鞍手町	
		総合福祉センター運営事業	鞍手町	
		介護用品給付等事業	鞍手町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

鞍手町公共施設等総合管理計画において、総合福祉センターについては、「新庁舎に機能を集約する予定であり、残る施設については、町が関与できる形での賃貸などの処分を検

討しつつ、処分決定までの間は「その他施設」として、策定した個別施設計画に沿って機能維持のための事後保全管理を行います」と記載しており、当計画との整合性は図られています。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 診療機能

町内の医療施設は、病院が1箇所と診療所が6箇所開設されており、町の規模としてはある程度充実しています。

このうち、平成25年4月に地方独立行政法人に経営移行したくらて病院は、町内唯一の病院で、昭和40年に町立病院として5診療科57床の規模で開設して以来、増床増築により地域の医療ニーズを踏まえた診療科目の充実に取り組み、町内の診療所が提供していない診療分野である整形外科や眼科、耳鼻咽喉科、透析などのほか、リハビリテーションにも対応しています。現在では22診療科222床まで拡大し、町民の健康保持に必要な医療を提供しています。

一方、医師の数は県の平均を大きく下回っており、安定して良質な医療を提供するために医師や看護師をはじめとした優秀な人材の確保と定着を図ることが大きな課題となっています。

地域住民の医療需要に即した診療体制が必要不可欠であり、地方創生の観点からも喫緊の課題となっています。

イ 診療施設

大きな課題であったくらて病院の老朽化による移転建替えについては、令和3年秋に開院の予定となっています。

しかし、今後も地域の中核を担う医療施設として安定して良質な医療を提供し続けるためには、人材の確保とさらなる医療機器の充実が必要不可欠となっています。

(2) その対策

ア 診療機能

地域の中核を担う医療施設であるくらて病院において、高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療及び介護を提供するため、また、診療報酬及び介護報酬等の改訂に迅速に対応できるよう、医師をはじめとする職員を計画的かつ適切に配置し、需要により必要となる医師、看護師及び医療技術員の人材確保に努めていきます。

また、地域の中核病院として、地域住民の救急医療へのニーズに応えるため、24時間365日の救急体制を維持していきます。また、消防署や地域医療機関と連携し、地域の救急医療水準の向上を図っていきます。

さらに、くらて病院でも受け入れることのできない三次救急や対応が困難な疾患の患者については、近隣の医療機関と引き続き連携して最適な医療の提供に努めていきます。

イ 診療施設

地域の中核病院として、地域住民へ安定して良質な医療を提供していくための機能を堅持するため、人員確保と診療機器の充実を図りながら医療水準を維持していきます。

※目標値

KPI	現状(R元年度)	目標値(R7年度)
患者満足度(診療内容)	65.0%	80.0%

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	医療機器整備事業	地方独立 行政法人 くらて病院	
	(3) 過疎地域持続的発展特 別事業	休日等急患センター運営事 業	一部 事務組合	
		病院群輪番制病院事業	直方鞍手 医師会	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育・幼児教育

本町には、小学校6校、中学校1校、幼稚園1園、認定こども園2園があります。

小学校では、少子化や人口の減少により児童数が年々減少していることに伴い、令和5年5月の時点で、特別支援学級を除くと6校全てが11学級以下となっており、国が示す標準規模である「12学級以上18学級以下」を下回っています。うち2校については複式学級を編成せざるを得ない状況です。今後、児童数の減少が進んだ場合、複式学級を余儀なくされる学校が増える見込みとなっています。

幼児期から中学校期までは、確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康と体力のほか、集団生活における社会性を育む最も重要な時期です。次代を担う子どもたちのため、引き続き学校等や家庭、地域社会が一体となった教育活動を進め、多様な個性と可能性を伸ばせる教育を推進しながら、教育効果を高めるため、学校等の規模の適正化や施設整備なども必要です。特に、今後の小学校のあり方について、教育条件の改善の観点を中心に据えたうえで、地域住民の視点等さまざまな角度から検討していく必要があります。

また、学校給食共同調理場は、昭和43年に建設され50年以上が経過しており、改修や設備の更新を重ねながら安全でおいしい学校給食を提供してきましたが、施設自体の老朽化が著しいため、今後、小学校のあり方の検討と併せて、食の安全を第一に学校給食共同調理場のあり方についても検討する必要があります。

イ 社会教育・社会体育

本町には、中央公民館、体育施設をはじめとする文化体育総合施設があります。文化施設である中央公民館や歴史民俗博物館では、生涯学習などに対応したさまざまな講座が開設され、サークルや団体などの活動拠点となっています。しかし、参加者は年々減少しているため、誰もが気軽に、自由に参加できるよう内容の充実を図りながら、老朽化した施設自体の改修によって魅力を高めるなどの対策が求められています。

また、体育施設では、町立体育館や武道館、弓道場、テニス場、町民グラウンドなどが設置され町民のスポーツ活動の拠点となっています。しかし、各施設は、経年劣化による傷みあらゆる箇所に発生してきており、スポーツ活動が制限されている部分もあるため、早急な対応が求められています。

(2) その対策

ア 学校教育・幼児教育

今後、少子化がさらに進むことが予想される中、学校規模の適正化等の重大な課題を解決するために「鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会」での検討を経て策定した「鞍手町立小学校統合基本計画」に基づき、小学校を1校に統合した上で、将来を担う子供たちの「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」を育成し、「生きる力」を育むための学校づくりを進めます。

また、小学校を1校に統合することにより多くの児童の通学距離が延びるため、保護者の負担軽減及び児童の登下校時の安全確保のためにスクールバスを整備します。

併せて、建設から50年以上経過し老朽化が著しい学校給食共同調理場や、現在、各小学校の敷地外にあることで学校から通う経路において安全面等にリスクのある放課後児童クラブについても小学校と一体的に整備します。

イ 社会教育・社会体育

既存施設を可能な限り有効活用しながら多様化する町民のニーズに対応していくため、施設の運営方法や利用方法などの見直しを検討するとともに、点検及び予防保全に努め、町民が利用しやすい環境を提供していきます。

※目標値

KPI	現状(R元年度)	目標値(R7年度)
(再掲)子育て支援策の満足度	69.6%	90.0%
子育て(教育)支援策の満足度	65.2%	90.0%
体育施設の充実(施設利用件数)	4,312 件	5,500 件

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	校舎照明設備改修事業	鞍手町	
		小学校統合事業 (校舎)	鞍手町	R5.9 改訂
	屋内運動場	小学校屋内運動場照明設備改修事業	鞍手町	
		小学校統合事業 (屋内運動場)	鞍手町	R5.9 改訂
		中学校屋内運動場空調整備事業	鞍手町	R7.3 改訂
	屋外運動場	小学校運動場整備事業	鞍手町	
		小学校統合事業 (屋外運動場)	鞍手町	R5.9 改訂
		小学校統合事業 (プール)	鞍手町	R5.9 改訂
	水泳プール			
	スクールバス・ボート	スクールバス購入事業	鞍手町	
	給食施設	学校給食共同調理場設備整備事業	鞍手町	
		小学校統合事業 (学校給食共同調理場)	鞍手町	R5.9 改訂
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	中央公民館改修事業	鞍手町	
	集会施設	交流機能等整備事業 (庁舎建設附帯事業)	鞍手町	
		隣保館施設整備事業	鞍手町	R5.5 改訂
	体育施設	体育施設改修事業	鞍手町	
	その他	公園等整備事業 (庁舎建設附帯事業)	鞍手町	
		鞍手公園等整備事業	鞍手町	
		小学校統合事業 (放課後児童クラブ)	鞍手町	R5.9 改訂

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

鞍手町公共施設等総合管理計画において、学校施設については、「策定した学校施設長寿命化計画に沿って、計画的な長寿命化改修を図りますが、本町の財政状況や施設の状況、将来的な学校施設の再編等を総合的に判断した上で実施していきます」、社会教育施設については、「予防保全型による長寿命化を図ります」、公園については「適正な維持管理を継続します」と記載しており、当計画との整合性は図られています。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、田園風景や自然環境が豊富に残る地域でありながら、鉄道駅やインターチェンジなどの交通インフラが充実した利便性の高い地域です。北九州市と福岡市の両政令市の中心部までは1時間圏内にあり、多くの住民が通勤や通学、買い物などで頻繁に往来するなど、都会に近い利便性と田舎の良さを兼ね備えています。

しかし、人口は減少を続けており、出生率の低さと若年世代の流出が悪循環を生むという厳しい状況にあるため、移住や定住の促進のほか、若年世代の増加を推進していく必要があります。

また、これまで日常生活に必要となる要素を集約できていないことにより、必ずしも利便性が高くない部分もあることから、高齢化が進む中において生活のしやすさを充実させるための施策が必要となっていました。第5次鞍手町総合計画において、まちづくりの基本方針を定め、公共施設や教育施設、医療機関及び商業施設などのさまざまな都市機能を集約し、交通アクセスの利便性を最大限に活かしたコンパクトなまちづくりを進めていますが、公共交通体系を整備し誰もが安全で快適な生活を送ることのできるまちづくりに取り組んでいます。

(2) その対策

集落の維持のほか、地方創生の観点からも特に若年世代の増加は地域の活性化に不可欠であるため、これらの世代の移住・定住を見据えた定住促進施策に引き続き取り組んでいます。

また、持続可能な都市経営を可能にするため、平成26年5月に「都市再生特別措置法」が改正されました。本町においても、くらて病院、役場庁舎の移転建替えに伴い、公共施設の集約化を行います。特に役場庁舎においては、総合福祉センターにある保健機能、福祉、コミュニティ機能を損なうことなく必要な機能を拡充し、新たに保健福祉センターとして庁舎に複合化させ住民の利便性を考慮した、まちなかを有効活用するコンパクトなまちづくりを目指しています。

さらには、居住機能や商業、医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な計画である「立地適正化計画」を策定し、コンパクトなまちづくりを推進していきます。

また、それぞれの特性に応じて町の将来像を想定したゾーニングを行うため、都市計画の手法を用いて調和のとれた土地利用を推進するとともに、都市計画マスタープランに基づく都市基盤整備を計画的に実施していきます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	定住促進奨励金交付事業	鞍手町	再掲
		過疎地域持続的発展基金積立	鞍手町	再掲

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町は豊かな自然に恵まれ、数多くの文化財が点在しています。また、地域に伝わる伝統的な行事や芸能も、先人たちの努力によって受け継がれてきました。

しかし、歴史や文化を守り、受け継ぐ環境は高齢化などの要因により厳しさを増しています。

町内にある国・県・町指定文化財は合わせて17を数え、その保存・整備を町が単独で実施していくことは非常に困難であることから、国や県、地元保存会などとの連携を図りながら進めていく必要があります。

(2) その対策

歴史民俗博物館は、歴史資産の重要性と後世への継承の大切さを地域住民に伝えていくうえで極めて重要な施設であることから、保存資料の保全を最優先し、そのために必要となる環境の整備や充実に努めていきます。また、町内に点在する指定文化財の保存・整備においては、観光資源としての利活用や防犯面も含めた対応が必要となることから、国や県、地元保存会などとの連携を図りながら取り組んでいくこととします。

また、庁舎移転建替えに伴い、解体することとなった石炭資料展示場及び埋蔵文化財収蔵庫は、特に石炭産業で栄えた町の歴史を後世へ繋ぐ貴重な歴史遺産であるため、新たな観光資源となるよう鞍手町歴史民俗博物館の本館に隣接する（仮称）博物館別館として整備を進めていきます。

※目標値

KPI	現状(R元年度)	目標値(R7年度)
(再掲)観光入込客数	250,000 人	330,000 人

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	歴史民俗博物館別館建設 事業 (庁舎建設附帯事業)	鞍手町	

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

現代の住生活や経済活動は、地球環境に大きな影響を及ぼしており、オゾン層の破壊や酸性雨などさまざまな問題が年々深刻になっています。

また、国においては、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指し、再生可能エネルギーの導入支援など、地域の実情を踏まえた支援策を検討することとされています。

本町においても、将来にわたり健康で安心して暮らすことのできる環境を次世代へ引き継いでいくため、令和3年3月に「ゼロカーボンシティ」の表明を行い、18市町で構成する連携中枢都市圏において「RE100 連携中枢都市圏」を目指して、町の一部の施設において、その施設で使用する電力を100%再生可能エネルギーで賄う取組を始めました。

(2) その対策

本町においても国の方針に基づき、新たな施策や具体的手法を検討するとともに、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指していきます。

また、役場庁舎の建替えに際しては、基本方針のひとつに掲げる「地球環境に優しく、周辺と調和」による自然エネルギーの導入や省エネルギー化に取り組んでいきます。さらに災害発生時には、活動拠点となるため必要なエネルギーを供給できる機能を強化したレジリエンス強化型ZEB庁舎を視野に入れ、環境負荷の低減に配慮したライフサイクルコストによる建替えを進めていきます。

※目標値

KPI	現状(R3年度)	目標値(R7年度)
再生可能エネルギー利用施設数	1件	13件

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	太陽光発電設備整備事業 (庁舎建設附帯事業)	鞍手町	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 機能集積したまちづくり

過疎地域が自立・発展していくためには、地域経済を活性化させ、人口流出に歯止めをかける施策を実施することが最も効果的な手法です。本町においてもさまざまな施策を講じ、一定の成果を出したものもありますが、現実的には人口は減少を続けており、過疎化の傾向は止まっていないのが現状です。

そのような中、第5次鞍手町総合計画において「まち」「ひと」「しごと」の3分野を柱として掲げ、快適で住みやすく、住む人が活気づくまちづくりに取り組んでいます。

その一つとして、教育施設、文化体育施設及び商業施設などが集積し、鞍手インターチェンジと北九鞍手夢大橋を繋ぐ主要道がある好アクセスの地区に、令和3年秋に病院を移転し、「まちなか」を有効に活用するまちづくりを進めています。

イ 広域連携の強化

今後、本町が自立した自治体として発展していくためには、単一の自治体での取り組みでは限界があり、直轄地域が連携しながら共通の地域課題に対応していくことが有効であり、最も重要です。

これまでも広域連携によるさまざまな事業を実施してきましたが一過性の効果にとどまっているため、再度地域課題を認識し、広域連携を実施していく必要があります。

(2) その対策

ア 機能集積したまちづくり

現在、病院の移転が進行しており、令和6年にはその隣接地に庁舎を移転し、その周辺道路及び環境の整備を行うことにより、利便性が高く、住みやすい「まちなか」の形成を図ります。

イ 広域連携の強化

直方・鞍手の広域連携事業に積極的に取り組み、魅力ある圏域づくりを推進していきます。また、北九州市を中心都市とする連携中枢都市圏の取組では、共通する地域課題、行政課題等の解消に向け広域連携を進めていきます。

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	定住促進奨励金交付事業	鞍手町	移住定住促進を目的とした社会増に資する事業
		移住定住支援事業	鞍手町	移住定住促進を目的とした社会増に資する事業
		空家流通促進事業	鞍手町	移住定住促進を目的とした社会増に資する事業
		空家バンク活用事業	鞍手町	移住定住促進を目的とした社会増に資する事業
		老朽空家等対策事業	鞍手町	移住定住促進を目的とした社会増に資する事業
		地域おこし協力隊活用事業	鞍手町	移住定住促進を目的とした社会増に資する事業
		過疎地域持続的発展基金積立	鞍手町	移住定住促進を目的とした社会増に資する事業
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	多面的機能支払交付金事業	地域活動組織	農業生産基盤の充実や担い手確保に資する事業
		計画転作互助方式推進事業	鞍手町	計画転作による農業衰退抑止に資する事業
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業	デジタルデータ放送活用事業	鞍手町	情報格差解消に資する事業
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	公共交通運行事業	鞍手町	地域交通の利便性確保に資する事業
		西鉄バス運行赤字補てん事業	鞍手町	地域交通の利便性確保に資する事業
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	リサイクル活動団体奨励金交付事業	鞍手町	環境の美化向上に資する事業
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	子ども医療費支給事業	鞍手町	子育て世代の経済的負担軽減により子どもの保健の向上と福祉の増進に資する事業
		福祉タクシー料金助成事業	鞍手町	地域生活支援により福祉の増進に資する事業
		総合福祉センター運営事業	鞍手町	子ども及び高齢者の保健の向上と福祉の増進に資する事業
		介護用品給付等事業	鞍手町	要介護者の経済的負担軽減により福祉の増進に資する事業
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	休日等急患センター運営事業	一部事務組合	地域医療の充実に資する事業
		病院群輪番制病院事業	直方鞍手医師会	地域医療の充実に資する事業
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	定住促進奨励金交付事業	鞍手町	定住促進施策により集落の維持に資する事業
		過疎地域持続的発展基金積立	鞍手町	定住促進施策により集落の維持に資する事業

鞍手町過疎地域持続的発展計画

令和3年9月

鞍手町

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 3705 番地

TEL 0949-42-2111 FAX 0949-42-5693

町公式 HP <https://www.town.kurate.lg.jp>

町公式 FB <https://ja-jp.facebook.com/town.kurate>

町公式 LINE @kurate

「ふっ」と笑顔になる。
「て」を伸ばせば望みに届く。
探せば「ふく」も見つかる。
ふっくらくらて。



【ふっくら くらて】 [名詞]

鞍手町にあるヒト、モノ、コト、バショについて、
良いところを見つけ出し、育て、デザインすること
によって町民みんながふっくらと幸せになるさま。

「ふっくらくらて」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。